

平成30年度

京都市人権レポート

～京都市人権文化推進計画に基づく事業報告書～

京都市では、人権文化推進計画に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち・京都」を実現するための様々な取組を進めています。ここでは平成30年度の取組の一部を御紹介します。

「人権に関する市民意識調査」の結果がまとまりました!

京都市では、市民の皆様の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状などを把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得ることを目的に、人権に関する市民意識調査を実施しました。

御協力いただきました多数の市民の皆様、ありがとうございました。

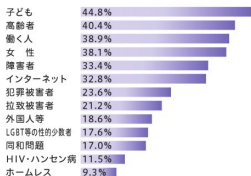
調査結果は、今年度実施予定の京都市人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料としても活用します。

【調査方法】 調査対象:京都市内に居住する満18歳以上の市民3,000人(外国籍市民を含む) 調査期間:平成30年11月1日～15日

有効回答数:1,059件(有効回答率:35.3%)

子どもや高齢者、働く人、女性に関わる問題への関心が高い

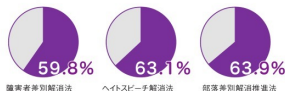
「子ども」、「高齢者」に関わる問題には4割以上の人が関心を持ち、「女性」も38.1%の人が関心を持っています。また、前回調査(平成25年度)から新しく追加した項目では、「働く人」に関わる問題は38.9%、「拉致被害者」は21.2%、「LGBT等の性的少数者」は17.6%の割合となっています。



人権問題に関する法律の認知度は6割前後

「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」の「内容を知っている」と「言葉は聞いたことがある」を合計した割合は6割前後でした。

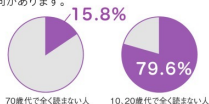
なお、「世界人権宣言」の認知度は82.2%に上りました。



詳細は、京都市情報館(京都市:トップページ(<http://www.city.kyoto.lg.jp/index.html>)
⇒画面上部「暮らしの情報」⇒画面右下「人権」⇒「計画推進」)に掲載しています。
冊子を希望される方は、共生社会推進室にお問合せください。
文化市民局 共生社会推進室 (TEL 075-366-0322)

市民しんぶんの人権に関する記事や人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を読む頻度は年代によって大きな差がある

全く読まない人は、70歳代では20%を下回っていますが、10、20歳代は約80%となっています。また、これらを読まない人はテレビやラジオ、講演会などの取組よりもインターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での取組を求める傾向があります。



人権侵害を受けたときに誰にも相談していない人は約4割

この5年間で人権侵害を受けたとき、友人や知人に相談をした人は34.7%に達する一方で、法務局や人権擁護委員に相談した人は3%と低いのが現状です。これらの機関が十分に活用されるよう、一層の周知が必要です。

人権擁護委員による人権相談

【みんなの人権110番】TEL0570-003-110

この電話はお掛けになった場所の最寄りの法務局・地方方法局につながります。

受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
※一部のIP電話からは御利用できない場合があります。

【インターネットでも相談できます。】

インターネット人権相談

検索

パソコン・携帯電話共通



LGBT等の性的少数者に関する取組

LGBT等の性的少数者（以下「性的少数者」といいます。）の方々については、各自治体や企業の取組、テレビや新聞報道等で次第に認知されつつあるものの、まだまだ社会の理解は十分ではありません。そのため、性的少数者の方々は、社会生活の様々な場面で偏見や差別にさらされ、精神的な苦痛を受けるだけでなく、社会参加が困難な状況に置かれています。市民意識調査（10ページ参照）においても、「性的少数者の方々にしてどのような人権問題が起きていると思うか」という問いに対して、半数以上の方が「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」と回答しています。

京都市では、正しい理解の促進のため、これまでから本誌における特集記事の掲載や啓発パネル展の実施などの取組を進めてきました。

平成30年度はこれらの啓発の取組に加えて、さらに以下の3つについて全庁的な取組を行いました。

「多様な性に関する職員ハンドブック ～職員が理解を深めるために～」の作成

本市職員が率先して性の多様性について理解を深めるとともに、状況に応じて適切な対応ができるようにするため、職員向けのハンドブックを作成しました。

職員研修で活用するほか、民間企業等での研修等に活用いただけるよう、市公式ホームページに掲載しています。

ハンドブックはこちらから・・・



【URL】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000244043.html>

（京都市ホームページ「京都市情報館」トップページ⇒画面上部「暮らしの情報」⇒画面右下部「人権」⇒「計画推進」⇒「多様な性に関する職員ハンドブック～職員が理解を深めるために～」を作成しました！）



申請様式等における性別記載欄の全庁調査と見直し

性的少数者の方々の中には、身体の性と心の性が異なる等のために、性別記載欄に性別を記入することに抵抗を感じるなどの困難を抱えている方もおられます。そこで本市では、申請書類等を全庁的に調査し、可能な限り性別記載欄の削除や記載方法の工夫などの見直しを実施しました。

本市施設における多機能トイレの表示の見直し

性的少数者の方々の中には、身体の性と心の性が異なる等のために、男女別の一般トイレを利用しづらいと感じ、性別を問わない多機能トイレを使いたい方がおられます。一方で、一見して男女別の一般トイレを使える方に見えるため、多機能トイレを使用した際に、周囲の方から誤解を受けてしまうことがあります。そこで、性的少数者を含む、外見上は多機能トイレが必要であると分かりづらい方がより利用しやすいよう、本市施設の多機能トイレの表示（ピクトグラム）と使用に関する啓発文の見直しを進めています。

文化市民局 共生社会推進室（TEL 075-366-0322）



ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応

平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されたことを受けて、京都市では昨年「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」を策定するとともに、啓発チラシの配架や啓発ポスターの掲示などの取組を進めています。特定の民族や国籍の方に対して誹謗中傷を行う憎悪表現、いわゆる「ヘイトスピーチ」は許されません。多様な文化の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

総合企画局 国際化推進室（TEL 075-222-3072）

